



第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>7-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>7-9-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの ⑳ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div> <p>(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) ⑱の基準を満足していないものとする</p> <p>(3) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。）の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第8条第2項)</p> <p>(4) 自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車、大型特殊自動</p>	<p>8-9 原動機及び動力伝達装置</p> <p>8-9-1 性能要件（視認等による審査）</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第166条第1項関係)</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 原動機の始動が著しく困難なもの ② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの ③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの ④ エア・クリーナが取外されているもの ⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの ⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの ⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの ⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの ⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの ⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの ⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの ⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの ⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの ⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの ⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの ⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの ⑱ 7-12-1-2 (1) 又は 7-12-1-2 (2) が適用される自動車のテルテールの識別表示のうち、次に掲げる表示が継続して点灯しているもの <div style="text-align: center;">  <p>【表示】</p> </div> <p>(2) 速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより、別添8「連結車両の走行性能の技術基準」を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置について、速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、(1) の基準を満足していないものとする。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>車及び最高速度 20km/h 未満の自動車を除く。)の加速装置は、運転者が操作を行わない場合に、当該装置の作動を自動的に解除するための独立に作用する 2 個以上のばねその他の装置を備えなければならない。(保安基準第 8 条第 3 項)</p> <p>7-9-2 欠番 7-9-3 欠番 7-9-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、7-9-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>(2) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、7-9-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあつては、7-9-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>7-9-5 従前規定の適用①</p> <p>昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>7-9-5-1 性能要件 (視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(保安基準第 8 条第 1 項関係、細目告示第 10 条第 1 項関係、細目告示第 88 条第 1 項関係)</p> <p>① 原動機の始動が著しく困難なもの</p> <p>② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</p> <p>③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</p> <p>④ エア・クリーナが取外されているもの</p> <p>⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</p> <p>⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの</p> <p>⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</p> <p>⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</p> <p>⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</p> <p>⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</p> <p>⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</p>	<p>8-9-2 欠番 8-9-3 欠番 8-9-4 適用関係の整理</p> <p>(1) 昭和 26 年 12 月 31 日以前に製作された自動車及び昭和 35 年 3 月 31 日以前に製作された車両総重量 2t 未満の自動車については、8-9-5 (従前規定の適用①) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 3 号関係)</p> <p>(2) 平成 6 年 3 月 31 日以前に製作された自動車については、8-9-6 (従前規定の適用②) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 1 項第 4 号関係)</p> <p>[テルテール : UN R121 又は UN R60 適用前]</p> <p>(3) 次に掲げる自動車にあつては、8-9-7 (従前規定の適用③) の規定を適用する。(適用関係告示第 4 条第 4 項、第 5 項、第 6 項)</p> <p>① 平成 31 年 1 月 31 日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの</p> <p>② 平成 29 年 1 月 31 日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員 10 人以上の自動車であつて車両総重量が 5t を超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であつて車両総重量が 12t を超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成 29 年 6 月 30 日以前に製作された二輪自動車</p> <p>8-9-5 従前規定の適用①</p> <p>7-9-5 の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</p> <p>⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</p> <p>⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</p> <p>⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷があるもの</p> <p>⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</p> <p>⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</p> <p>⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</p> <p>⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</p> <p>(2) (1) ⑲において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日付け自技第241号自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。</p> <p>7-9-6 従前規定の適用②</p> <p>平成6年3月31日以前に製作された自動車については、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第1項第4号関係)</p> <p>7-9-6-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次の各号に掲げるものは、この基準に適合しないものとする。(保安基準第8条第1項関係、細目告示第10条第1項関係、細目告示第88条第1項関係)</p> <p>① 原動機の始動が著しく困難なもの</p> <p>② 原動機が作動中に著しい異音又は振動を生じるもの</p> <p>③ 原動機を無負荷運転状態から回転数を上昇させた場合に回転が円滑に上昇しないもの</p> <p>④ エア・クリーナが取外されているもの</p> <p>⑤ 潤滑系統に著しい油漏れがあるもの</p> <p>⑥ 冷却装置に著しい水漏れがあるもの</p> <p>⑦ ファンベルト等に著しい緩み又は損傷があるもの</p> <p>⑧ クラッチの作動状態が適正でないもの若しくは著しい滑りがあるもの又はレリーズのダストブーツが損傷しているもの</p> <p>⑨ 変速機の操作機構に著しいがたがあるもの</p> <p>⑩ 動力伝達装置の連結部に緩みがあるもの</p> <p>⑪ 動力伝達装置に著しい液漏れがあるもの</p> <p>⑫ 推進軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</p> <p>⑬ 駆動軸のスプライン部、自在接手部若しくはセンター・ベアリングに著しいがたがあるもの</p> <p>⑭ 推進軸又は駆動軸に損傷があるもの</p> <p>⑮ 自在接手部のボルト及びナットに脱落又は損傷が</p>	<p>8-9-6 従前規定の適用②</p> <p>7-9-6の規定を適用する。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>あるもの</p> <p>⑯ 自在接手部のダストブーツに損傷があるもの又はヨークの向きが正常でないもの</p> <p>⑰ 動力伝達装置のスプロケットに損傷があるもの若しくは取付部に緩みがあるもの又はチェーンに著しい緩みがあるもの</p> <p>⑱ 別添7「自動車の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</p> <p>⑲ 別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満足しないもの</p> <p>(2) (1) ⑲において、速度制限装置を用いて最高速度を制限することにより別添8「連結車両の走行性能の技術基準」の基準を満たすこととなっている牽引自動車の速度制限装置を、「速度制限装置が装着された大型トラクタの速度制限装置の機能確認等について」(平成8年12月27日付け自技第241号自整第237号)別添速度制限装置の機能確認方法に基づき速度計試験機を用いること等により確認したときに、当該装置が正常に機能していない場合は、当該基準を満足していないものとする。</p> <p>(3) 自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20km/h未満の軽自動車を除く。)の原動機は、運転者席において始動できるものでなければならない。(保安基準第8条第2項)</p> <p>【テール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>7-9-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい。(適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項)</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車</p> <p>7-9-7-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>① 7-9-1(1)①に同じ。</p> <p>② 7-9-1(1)②に同じ。</p> <p>③ 7-9-1(1)③に同じ。</p> <p>④ 7-9-1(1)④に同じ。</p> <p>⑤ 7-9-1(1)⑤に同じ。</p> <p>⑥ 7-9-1(1)⑥に同じ。</p> <p>⑦ 7-9-1(1)⑦に同じ。</p> <p>⑧ 7-9-1(1)⑧に同じ。</p> <p>⑨ 7-9-1(1)⑨に同じ。</p> <p>⑩ 7-9-1(1)⑩に同じ。</p> <p>⑪ 7-9-1(1)⑪に同じ。</p> <p>⑫ 7-9-1(1)⑫に同じ。</p>	<p>【テール：UN R121 又は UN R60 適用前】</p> <p>8-9-7 従前規定の適用③</p> <p>次に掲げる自動車にあっては、次の基準に適合するものであればよい(適用関係告示第4条第4項、第5項、第6項)</p> <p>① 平成31年1月31日以前に製作された専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量が5tを超えるもの及び貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの</p> <p>② 平成29年1月31日以前に製作された自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以上の自動車であって車両総重量5tを超えるもの、貨物の運送の用に供する自動車であって車両総重量が12tを超えるもの、二輪自動車、側車付二輪自動車、三輪自動車、大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。)</p> <p>③ 平成29年6月30日以前に製作された二輪自動車</p> <p>8-9-7-1 性能要件(視認等による審査)</p> <p>(1) 自動車の原動機及び動力伝達装置は、視認等その他適切な方法により審査したときに、運行に十分耐える構造及び性能を有するものでなければならない。</p> <p>この場合において、次に掲げるものはこの基準に適合しないものとする。</p> <p>① 8-9-1(1)①に同じ。</p> <p>② 8-9-1(1)②に同じ。</p> <p>③ 8-9-1(1)③に同じ。</p> <p>④ 8-9-1(1)④に同じ。</p> <p>⑤ 8-9-1(1)⑤に同じ。</p> <p>⑥ 8-9-1(1)⑥に同じ。</p> <p>⑦ 8-9-1(1)⑦に同じ。</p> <p>⑧ 8-9-1(1)⑧に同じ。</p> <p>⑨ 8-9-1(1)⑨に同じ。</p> <p>⑩ 8-9-1(1)⑩に同じ。</p> <p>⑪ 8-9-1(1)⑪に同じ。</p> <p>⑫ 8-9-1(1)⑫に同じ。</p>

第7章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査	第8章 新規検査、予備検査、継続検査又は構造等変更検査 (改造等による変更のない使用過程車)
<p>⑬ 7-9-1 (1) ⑬に同じ。</p> <p>⑭ 7-9-1 (1) ⑭に同じ。</p> <p>⑮ 7-9-1 (1) ⑮に同じ。</p> <p>⑯ 7-9-1 (1) ⑯に同じ。</p> <p>⑰ 7-9-1 (1) ⑰に同じ。</p> <p>⑱ 7-9-1 (1) ⑱に同じ。</p> <p>⑲ 7-9-1 (1) ⑲に同じ。</p> <p>(2) 7-9-1 (2) に同じ。</p> <p>(3) 7-9-1 (3) に同じ。</p> <p>(4) 7-9-1 (4) に同じ。</p>	<p>⑬ 8-9-1 (1) ⑬に同じ。</p> <p>⑭ 8-9-1 (1) ⑭に同じ。</p> <p>⑮ 8-9-1 (1) ⑮に同じ。</p> <p>⑯ 8-9-1 (1) ⑯に同じ。</p> <p>⑰ 8-9-1 (1) ⑰に同じ。</p> <p>(2) 8-9-1 (2) に同じ。</p>